

排ガス浄化装置の排水系統における管装置腐食への対応に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編及び D 編

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則における燃料油中の硫黄分濃度の上限が、2020 年 1 月 1 日より 3.5%から 0.5%へ変更されたことに伴い、これに対応すべく、排ガス浄化装置（EGCS）を搭載する船舶が増加している。

昨今、当該装置において使用された洗浄水の影響により、船体付きディスタンスピース等の排水系統における管装置が腐食し、機関室内に海水が漏洩する事例が発生している。このため、本件に関し早急に対応を図るべく損傷調査等を行った結果、EGCS 搭載後に比較的早い段階で同様な損傷の発生傾向を確認したため、当該損傷を未然に防止すべく、規則要件についての検討を行った。

このため、上記検討結果に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

スクラバ反応器で使用された洗浄水の管装置に対する要件を改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 3.3.5, 表 B6.1

鋼船規則 D 編 22.4.1